

グループホーム carna 五反田 運営規程
(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護)

(事業の目的)

第1条 医療法人社団東光会が開設する「グループホーム carna 五反田」(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、認知症の状態にある要介護及び要支援2の高齢者(認知症に伴って著しい精神症状や行動異常がある者を除く。以下「要介護者」という。)に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従事者は、共同生活住居において、要介護者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他、日常生活上のお世話を行なう。
 - 3 事業実施に当たっては、要介護者の家族や地域との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者、介護保険施設等のほか地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の運営に当たっては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。
- 1 名 称 グループホーム carna 五反田
 - 2 所在地 東京都品川区西五反田 3-10-9

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 管理者 1名 (常勤兼務)
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
 - 2 計画作成担当者 3名以上
計画作成担当者は、それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。
 - 3 介護従事者 常勤換算方法 各ユニット3名以上
従事者は、介護計画に基づき、適切な介護サービスを提供する。

(事業所の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は27名とする。

共同生活住居	1	9名
共同生活住居	2	9名
共同生活住居	3	9名

(事業所の介護サービス内容及び提供方法)

第6条 介護サービス内容は利用者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活が送れることにより達成感や満足感を得、自信を回復するよう配慮する。

- 2 事業所の従事者は、共同生活住居において、要介護者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他、日常生活上のお世話を行なう。
- 3 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努める。
- 4 サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対し、サービスの提供方法について介護計画により説明を行い同意を得て交付する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払を受けるものとする。

- 2 その他費用として次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。
 - (1) 家賃 65,000円/月
 - (2) 食材料費 1,200円/日
(朝食300円、昼食400円、夕食400円、おやつ100円)
 - (3) 管理費 19,000円/月
(エレベーターなど保守点検、備品維持費、害虫駆除等)
 - (4) 光熱水費 20,000円/月
- 3 上記に係る費用の徴収に際してはあらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者又はその家族の同意を得る。
- 4 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

(入居にあたっての留意事項)

第8条 利用者は、共同生活住居の利用に当たり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

1 来訪及び面会

感染症がまん延している場合は、状況に応じて事業所の定めるところにより対応することとし、来訪の際は、エントランスに設置する各フロアのインターホンを使用すること。

2 外出及び外泊

外出又は外泊をする場合は、あらかじめフロア職員に相談すること。この場合において、食材の発注の都合上、その連絡は1週間前までに行うものとし、発注確定後は変更できず、喫食の有無にかかわらず食材料費を負担すること。

3 居室、設備及び器具の利用

居室、設備及び器具は、本来の用法に従って利用すること。これに反する利用により破損等が生じた場合は、原状回復に要する費用を実費負担していただく場合がある。

4 喫煙及び飲酒

敷地内は禁煙とし、飲酒は控えること。

5 貴重品及び私物の持込み

現金、貴金属その他の貴重品及び高価な物品は、紛失又は破損のおそれがあるため、原則として持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合は、あらかじめ事業所に申し出ることとし、事業所は、その紛失又は破損について責任を負わないものとする。なお、安価な物品であっても利用者にとって思い入れのある物品については、同様とすること。

(秘密保持)

第9条 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従事者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

3 市区町村や介護支援事業所等へ、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を開示する場合は、事前に利用者又はその家族より書面にて同意を得た上、必要最小限の範囲で開示するものとする。

(身体拘束)

第10条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行なわない。但し、やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限せざるを得ない場合は、利用者及びその家族に説明し了解を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(苦情処理)

第 11 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者
の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の
整備等必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第 12 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は速
やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 13 条 サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意
する。

2 従事者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第 14 条 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療
機関と連携をとり適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

第 15 条

事業所は非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害(火災・風水害・地震
等)に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。非常災害時には避難等
の指揮を執る。＊1年に2回の訓練を基本とする。

1 事業継続計画(BCP)について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、介護保険サービスの提供を継続的に実施するた
めの、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)策定し当
該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的
に実施。

(3) 定期的(年に1回程度)に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の
変更。

2 大規模災害時のサービスの継続可否について

感染症の発生や大規模な自然災害(台風、大雨、洪水等)や、交通災害(道路の破損、工事等)
が発生した場合、職員が不足し通常運営ができなくなる可能性があった場合など、有事の際の対
応は当該事業継続計画(BCP)に従って必要な措置を講じる。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 16 条

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組む。

(身体的拘束等の適正化に向けた取組み)

第 17 条

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。

3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合はこの限りでない。

4 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

5 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待の防止)

第 18 条

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

＊担当者については原則施設管理者が行うものとする。

- (5) 万が一虐待や疑われる行為が発覚した場合は、施設のフローチャートにのっとり対応を行う。

(ハラスメント対策)

第19条

介護サービス事業者のハラスメント対策を強化する観点から、「利用者の人権の擁護、虐待の防止」、「男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策」に取り組む。事業者としてハラスメント防止を従業員に啓発していくため、指針の整備、研修の実施等に取り組んでいく。従業員から利用者、家族等に対してのハラスメント、利用者、家族等から従業員に対してのカスタマーハラスメントと判断する事案があった際は、事業所で委員会の実施、必要に応じて行政機関などへの報告を行いながら対応する。

＊ハラスメント相談窓口は施設管理者及び常勤勤務者が対応するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は従事者の資質向上を図るため研修の機会を設け業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、利用者の必要な記録・帳簿を整備し、その完結の日から2年間保管する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団東光会理事会での協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年7月1日から施行する。